

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 一般社団法人日本医療薬学会（以下、本学会と略記）の地域薬学ケア専門薬剤師認定制度は、地域包括ケアなどの地域医療・介護における切れ目のない薬学ケアに対応するため、幅広い領域の薬物療法における高度な知識・技能と臨床能力を備え、かつ社会から信頼される薬剤師の養成と、認定者による社会への還元を促進することにより、国民の保健・医療・福祉に寄与することを目的とする。

### (認定制度)

第2条 前条の目的を達成するため、本学会の地域薬学ケア専門薬剤師認定制度規程を制定し、広範な薬物療法に一定水準以上の実力を有し、現に地域医療・介護等の現場において活躍している薬剤師を「地域薬学ケア専門薬剤師」として認定する。また、「地域薬学ケア専門薬剤師」の養成に必要な研修を遂行するための指導者ならびに施設を認定する。

### (認定の種類)

第3条 本規程で認定する種別は、以下のとおりである。

- (1) 地域薬学ケア専門薬剤師  
地域薬学ケア専門薬剤師（副領域）
- (2) 地域薬学ケア指導薬剤師
- (3) 地域薬学ケア専門薬剤師研修施設

### (地域薬学ケア専門薬剤師)

第4条 「地域薬学ケア専門薬剤師」とは、幅広い領域の薬物療法に関する高度な知識と技能を用い、地域包括ケアなどの地域医療・介護等を担う他職種と協働し薬物療法を実践することにより、患者に最大限の利益をもたらすとともに研究活動を実践出来る者として、本学会が実施する専門薬剤師認定審査に合格した者をいう。

2 「地域薬学ケア専門薬剤師」の認定を申請する者は、以下の要件をすべて具備することを要する。

- (1) 日本国の薬剤師免許を有し、薬剤師として優れた人格と見識を備えていること。
- (2) 薬剤師としての実務経験を5年以上有すること。
- (3) 申請時において、引き続き5年以上継続して本学会会員であること。
- (4) 「日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師」、「日本病院薬剤師会日病薬病院薬学認定薬剤師」、「日本薬剤師会・生涯学習支援システム(JPALS) クリニカルラダー5以上」、その他本学会が認めた認定制度による認定薬剤師のいずれかの認定を受けていること。

- (5) 本学会が認定する「地域薬学ケア専門薬剤師研修施設」において、本学会の定めた研修ガイドライン（カンファレンスへの参加を含む）に従って、地域薬学ケアに関する5年以上の研修歴を有すること。
- (6) 別に定めるクレジットを5年で50単位以上取得していること。
- (7) 専門薬剤師認定取得のための薬物療法集中講義に1回以上参加したこと。
- (8) 本学会の年会に1回以上参加したこと。
- (9) 自ら実施した5年の薬学的管理を行った症例報告50症例（4領域以上の疾患）を提出すること。
- (10) 以下の研究活動のうち、発表あるいは論文の条件のどちらか一方を満たすこと。  
学会発表：医療薬学に関する全国学会、国際学会あるいは別に定める地区大会での発表が2回以上あること。本学会が主催する年会において本人が筆頭発表者となった発表を含んでいること。  
論文：本人が筆頭著者である医療薬学に関する学術論文を1報以上有すること。学術論文は、国際的あるいは全国的学会誌・学術雑誌に複数査読制による審査を経て掲載された医療薬学に関する学術論文あるいは症例報告であること（編集委員以外の複数の専門家による査読を経ていない論文や商業誌の掲載論文は、本条の対象外）。
- (11) 本学会が実施する専門薬剤師認定試験に合格すること。

#### （地域薬学ケア指導薬剤師）

- 第5条 「地域薬学ケア指導薬剤師」とは、「地域薬学ケア専門薬剤師」（副領域の有無を問わない）としての経験に基づく高度な知識及び技術を有し、他の薬剤師に対する指導的役割を果たすとともに、研究活動についても自ら推進することが出来、他の薬剤師に対する指導的能力を有すると認められた者をいう。
- 2 「地域薬学ケア指導薬剤師」の認定を申請する者は、以下の要件をすべて具備することを要する。
- (1) 「地域薬学ケア専門薬剤師」として5年以上医療現場で活動していること。
  - (2) 別に定めるクレジットを5年で50単位以上取得していること。
  - (3) 5年継続して本学会の会員であること。
  - (4) 複数査読制のある国際的あるいは全国的学会誌・学術雑誌に掲載された医療薬学に関する学術論文が3報以上（うち、少なくとも1報は筆頭著者）あるいは医療薬学領域の英文論文筆頭著者1報以上（症例報告を含む）（編集委員以外の複数の専門家による査読を経ていない論文や商業誌の掲載論文は、本条の対象外）。
  - (5) 国際学会、全国学会、あるいは別に定める地区大会における医療薬学に関する学会発表が3回以上（うち、少なくとも1回は筆頭発表者）あるいは国際学会筆頭発表者1回以上。
  - (6) 「地域薬学ケア専門薬剤師」である期間に、専門薬剤師認定取得のための薬物療法集中講義に1回以上参加したこと。

3 「地域薬学ケア指導薬剤師」の認定を申請する者は、以下の要件を具備することが望ましい。

(1) 他の医学系学会の会員であること。

(地域薬学ケア専門薬剤師研修施設)

第6条 「地域薬学ケア専門薬剤師研修施設」とは、一定水準以上の医療提供体制・実績を有し、かつ薬剤師による薬物療法への積極的貢献があり、「地域薬学ケア専門薬剤師」を養成するための体制が整備されていると認められ、かつ地域医療と連携を実施している施設をいう。「地域薬学ケア専門薬剤師研修施設」には、「地域薬学ケア専門薬剤師研修施設（基幹施設）」、「地域薬学ケア専門薬剤師研修施設（連携施設）」の2つがある。

2 「地域薬学ケア専門薬剤師研修施設（基幹施設）」は、以下の(1)～(5)のすべての要件と、(6)～(9)のうち3つ以上の要件を具備していることを要する。

(1) 本学会の「地域薬学ケア指導薬剤師」、「薬物療法指導薬剤師」、「がん指導薬剤師」、「医療薬学指導薬剤師」のいずれか1名以上が常勤として勤務していること。

(2) 連携施設で研修を行う薬剤師に対して、研修ガイドラインに沿った継続的な研修指導を実施していること。

(3) 4領域以上の疾患患者に対する入院及び外来診療を実施していること。

(4) 入院患者への薬剤管理指導業務を実施していること。

(5) 医薬品の安全性情報を一元管理していること。

(6) 退院時の指導を実施していること。

(7) 麻薬使用患者への服薬指導を実施していること。

(8) 無菌製剤の調製を実施していること。

(9) 薬物血中濃度に基づく処方設計を実施していること。

3 「地域薬学ケア専門薬剤師研修施設（連携施設）」とは、一定水準以上の調剤、要指導医薬品・一般用医薬品の供給体制を有し、かつ薬剤師による薬物療法への積極的貢献があり、「地域薬学ケア専門薬剤師」を養成するための体制が整備されていると認められた薬局をいう。

「地域薬学ケア専門薬剤師研修施設（連携施設）」は、以下の(1)～(5)のすべての要件と、(6)～(13)のうち4つ以上の要件を具備していることを要する。

(1) 本学会の「地域薬学ケア指導薬剤師」、「薬物療法指導薬剤師」、「がん指導薬剤師」、「医療薬学指導薬剤師」、「地域薬学ケア専門薬剤師」、「薬物療法専門薬剤師」、「がん専門薬剤師」、「医療薬学専門薬剤師」、または下記一～四の資格を満たしている薬剤師のいずれか1名以上が常勤として勤務していること。

一 本学会会員であること。

二 「日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師」、「日本病院薬剤師会日病薬病院薬学認定薬剤師」、「日本薬剤師会生涯学習支援システム（JPALS）クリニカルラダー5以上」、「その他本学会が認めた認定制度による認定薬剤師」のいずれかの認定を受けていること。

三 日本薬剤師研修センター主催の薬剤師生涯学習達成度確認試験に合格していること。

四 第4条の2（10）に相当する研究業績を有すること。

- (2) 基幹施設に所属する本学会の「地域薬学ケア指導薬剤師」、「薬物療法指導薬剤師」、「医療薬学指導薬剤師」、「がん指導薬剤師」のいずれかによる研修ガイドラインに沿った継続的な指導の受入ができる体制を有していること。または、基幹施設での研修に参加できる体制を有していること。
  - (3) 4領域以上の疾患患者に対する調剤業務の実施及び要指導医薬品・一般用医薬品による自己治療の支援を実施していること。
  - (4) 月に2回以上の患者薬学管理に関する検討会を実施していること。
  - (5) 高度管理医療機器販売業の許可を有していること。
  - (6) 薬学的指導を行う際に患者のプライバシーの確保がなされていること。
  - (7) 複数の医療機関の処方箋を持参した患者が25%以上いること、または直近1年間に受け付けた処方箋の月ごとの平均医療機関数が15以上あること。
  - (8) 医薬品の安全性情報を含めて医療情報を収集し、管理していること。
  - (9) 居宅療養管理指導または在宅訪問薬剤管理指導を実施している実績があること。
  - (10) 入退院時の連携体制や医療機関への情報提供体制を有していること。
  - (11) 麻薬処方箋の応需実績があること。
  - (12) クリーンベンチ等における無菌製剤の調製実施可能な体制を有していること。
  - (13) 腎機能などの臨床検査値などに基づく処方監査や処方提案を実施していること。
- 4 別途定める研修ガイドラインに沿った研修を可能とする設備と機能を有すること。
- 5 連携研修を行う者、研修を受け入れている「地域薬学ケア専門薬剤師研修施設（基幹施設）」は、それぞれ研修実施状況を本学会へ報告すること。

#### （副領域）

第7条 副領域を標榜する「地域薬学ケア専門薬剤師」の認定を申請する者が具備すべき要件について以下に定める。

- 2 副領域（がん）を標榜する「地域薬学ケア専門薬剤師」の認定を申請する者は、第4条に加え、以下に定める要件を具備する必要がある。
  - (1) 第4条の2（5）については、本学会が認定する「地域薬学ケア専門薬剤師研修施設」において、本学会の定めた副領域（がん）の研修ガイドライン（カンファレンスへの参加を含む）に従って、地域薬学ケアに関する5年以上の研修歴を有すること。
  - (2) 第4条の2（7）に加えて、がん専門薬剤師集中教育講座に1回以上参加したこと。
  - (3) 第4条の2（9）に加えて、悪性腫瘍領域における薬学管理指導の実績20症例を提出すること。
  - (4) 第4条の2（10）に定める発表や論文のテーマはがんに関係したものを含むこと

第8条 副領域を標榜する「地域薬学ケア専門薬剤師」が研修を行う「地域薬学ケア専門薬剤師研修

施設（基幹施設）」が具備すべき要件について以下に定める。

- 2 副領域（がん）の研修を実施する場合、「地域薬学ケア専門薬剤師研修施設（基幹施設）」は第6条の2に加えて、本学会の「がん専門薬剤師研修施設」として認定されていること。

## 第2章 運営・実施機関

### （運営）

第9条 地域薬学ケア専門薬剤師認定委員会（以下、認定委員会と略記）を設け、地域薬学ケア専門薬剤師制度の維持と運営にあたる。

- 2 認定委員会の構成と員数、委員及び委員長の選任、その任期については、本学会委員会細則にて定める。

### （委員会）

第10条 認定制度の実施のため認定委員会のほか、専門薬剤師制度運営委員会、薬物療法集中講義企画・運営小委員会、専門薬剤師認定試験小委員会、地域薬学ケア専門薬剤師研修小委員会を設ける。専門薬剤師制度運営委員会、各小委員会の役割、構成と員数、委員及び委員長の選任、その任期については、本学会委員会細則にて定める。

## 第3章 地域薬学ケア専門薬剤師等の認定

### （申請）

第11条 「地域薬学ケア専門薬剤師」、「地域薬学ケア指導薬剤師」または「地域薬学ケア専門薬剤師研修施設」の認定を申請する者は、申請時において本規程の第4条、第5条、第6条、第7条及び第8条にそれぞれ定める申請に必要な要件をすべて満たし、認定申請書と共に認定申請資格を証明する書類を提出し、認定審査を受けなければならない。

### （認定試験）

第12条 専門薬剤師認定試験を受験する者は、前条の認定審査により受験資格を有することが確認された者とする。

### （審査・認定）

第13条 地域薬学ケア専門薬剤師認定制度における全ての認定を申請する者に対する認定審査及び専門薬剤師認定試験の判定審査は、認定委員会が行う。

- 2 認定は、認定委員会の審査の結果を受けて、理事会の議を経て会頭が行う。
- 3 「地域薬学ケア専門薬剤師」、「地域薬学ケア指導薬剤師」または「地域薬学ケア専門薬剤師研修施設」として認定された者または施設に認定証を交付する。

### （登録）

第14条 前項の認定証の交付を受けた者または施設を名簿に登録し、その氏名及び所属施設名または施設名を公表する。

(認定期間)

第15条 「地域薬学ケア専門薬剤師」、「地域薬学ケア指導薬剤師」ならびに「地域薬学ケア専門薬剤師研修施設」の認定期間は5年であり、5年ごとにこれを更新しなければならない。

(認定の喪失・取消)

第16条 認定された後、「地域薬学ケア専門薬剤師」、「地域薬学ケア指導薬剤師」ならびに「地域薬学ケア専門薬剤師研修施設」としてふさわしくない行為があった場合、または不適と認められた場合には、認定委員会、理事会の議決によって、認定を取り消すことができる。ただしこの場合、当該者に対し、弁明の機会が与えられなければならない。

#### 第4章 地域薬学ケア専門薬剤師等の更新

(地域薬学ケア専門薬剤師の更新)

第17条 「地域薬学ケア専門薬剤師」の認定の更新を申請する者は、更新申請時点において以下の要件をすべて具備することを要する。

- (1) 申請時における認定期間中に継続して本学会の会員であること。
- (2) 申請時における認定期間中に、別に定めるクレジットを50単位以上取得していること。
- (3) 申請時における認定期間中に、専門薬剤師認定取得のための薬物療法集中講義に1回以上参加したこと。
- (4) 申請時における認定期間中に、本学会の年會に1回以上参加したこと。
- (5) 申請時における認定期間中に、自ら実施した薬学的管理を行った症例報告20症例を提出すること。

(地域薬学ケア指導薬剤師の更新)

第18条 「地域薬学ケア指導薬剤師」の認定の更新を申請する者は、更新申請時点において以下の要件をすべて具備することを要する。

- (1) 申請時における認定期間中に継続して本学会の会員であること。
- (2) 申請時における認定期間中に、別に定めるクレジットを50単位以上取得していること。
- (3) 申請時における認定期間中に、第6条に定める施設あるいは地域・学会等において指導的役割を果たしてきたこと。

第19条 「地域薬学ケア指導薬剤師」の認定の更新を申請する者は、以下の要件を具備することが望ましい。

- (1) 申請時における認定期間中に継続して他の医学系学会の会員であること。

(地域薬学ケア専門薬剤師研修施設の更新)

第20条 「地域薬学ケア専門薬剤師研修施設」の認定の更新は、更新申請時点において第6条に定める要件をすべて具備していることを要する。

(副領域を標榜する地域薬学ケア専門薬剤師の更新)

第21条 副領域を標榜する「地域薬学ケア専門薬剤師」の認定の更新を申請する者が具備すべき要件について以下に定める。

2 副領域(がん)を標榜する「地域薬学ケア専門薬剤師」の認定の更新を申請する者は、第17条に加え、以下に定める要件を具備することが必要である。

(1) 第17条の(3)の要件に加えて、がん専門薬剤師集中教育講座に1回以上参加したこと。

(2) 第17条の(5)の要件に加えて、副領域(がん)に該当する4症例を追加提出すること。

(更新の申請)

第22条 「地域薬学ケア専門薬剤師」、「地域薬学ケア指導薬剤師」ならびに「地域薬学ケア専門薬剤師研修施設」の認定を更新する者は、更新申請時において更新条件をすべて満たし、更新申請書と共に更新条件を証明する書類を提出し、更新審査を受けなければならない。

2 「地域薬学ケア専門薬剤師」あるいは「地域薬学ケア指導薬剤師」の認定期間中あるいは更新申請時において、産前産後休暇・育児休暇・介護休暇・海外留学・病気療養などの理由により更新要件を満たさない場合は最長5年間まで更新を保留することができる。

3 更新保留を希望する者は、本来の更新申請時点において、前項の理由を証明する書類を提出し、認定委員会の審査を受けなければならない。

4 「地域薬学ケア専門薬剤師」の認定更新保留中は、「地域薬学ケア専門薬剤師」を標榜することはできないが、「地域薬学ケア専門薬剤師」を対象とする研修会等には参加することができる。

5 「地域薬学ケア指導薬剤師」の認定更新保留中は、「地域薬学ケア指導薬剤師」を標榜することはできないが、「地域薬学ケア指導薬剤師」を対象とする研修会等には参加することができる。

(更新の審査・認定)

第23条 認定の更新を申請する者に対する認定審査は、認定委員会が行う。

2 認定の更新を申請する施設に対する認定審査は、専門薬剤師制度運営委員会が行う。

3 更新の認定は、認定委員会の審査の結果を受けて、理事会の議を経て会頭が行う。

## 第5章 費用・手数料等

(連携研修料)

第24条 連携研修料の取り扱いについては細則に定める。

## 第6章 規程の変更

(規程の改廃)

第25条 本規程の改廃は、理事会において行う。

## 第7章 補則

(その他)

第26条 本規程に定めるもののほか、本規程の実施について必要な事項は別に定める。

## 附則

(施行期日)

1 本規程は、2024年4月1日より施行する。

(本制度の見直し)

2 制度発足後、地域薬学ケア専門薬剤師の養成状況を踏まえて5年を目途に見直しを含めて検討を行う。

2020年1月1日 制定

2020年5月11日 改正

2021年7月27日 改正

2023年3月3日 改正

2024年3月6日 改正